

令和5年4月

保護者の皆様へ

## ～ 令和5年度学校給食費のお知らせ ～

日頃より、学校給食の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、令和5年度の給食日数及び学校給食費につきまして、以下のとおりお知らせいたします。ご確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 1 給食日数及び学校給食費について

項目		給食日数 [基準日数]	月額	納入回数	年額	日割算定額 [1食単価]
小学校	低学年	185 日	3,870 円	11 回	42,570 円	230 円
	中学年		4,040 円		44,440 円	240 円
	高学年		4,210 円		46,310 円	250 円
中学校	全学年	180 日	4,750 円		52,250 円	290 円

- 学校給食費の月額は、年間の給食日数[基準日数](小学校が 185 日、中学校が 180 日)を基に定めています。
- 年間の給食実施日数が給食日数[基準日数]を超えた(未満の)場合は、その日数に当たる金額を 3 月分で調整します(給食実施日数は、各学校の年間スケジュールにより各学年等で異なります。)。
- 日割算定額は、年額を給食日数[基準日数]で除した金額です(1円未満の端数は小数点第一位で四捨五入)。
- 試食代金は、小学校が 250 円、中学校が 290 円です。

### 2 学校給食費の納入方法について

学校給食費は、原則、月額を 11 回で口座振替により納入することとなっています。残高不足などにより未納となってしまう場合もありますので、通帳残高の確認をお願いします。

口座振替日は各学校にご確認ください。なお、口座振替ができなかった場合は、各学校が交付する納入通知書により現金で納付してください。

◆ 転出入の場合は、「日割算定額」に「当該月の喫食日数」を乗じた額を納入してください。

### 3 学校給食費の還付について

病気や個人的な事情で急に喫食できなかった場合でも、学校給食費の還付は行いません。

ただし、6日以上（土・日・祝日を除く）長期で欠席される場合などは、還付いたします。その場合は、速やかに各学校にご連絡ください。さかのぼって還付することはできません。学校から給食センターに連絡があった日の翌日から5日間（土・日・祝日を除く）は、給食を停止できませんので、喫食日数に含まれます。

食物アレルギー等により牛乳及び乳飲料を飲用できないと認めた場合で、校長から給食センターに報告のあった児童・生徒等には、校長からの請求より、飲用牛乳代相当額を還付します。

### 4 最後に

学校給食は、義務教育諸学校において、児童・生徒に対して実施される給食とされ、教育活動の一環と法律で位置づけられています。なお、その学校給食費は、保護者の皆様が負担することと規定されており、全額が食材費に充てられています。

学校給食費の未納により不足となった分は、納入されている方々の学校給食費でまかなうことになり、他の保護者の皆様に負担をかける結果となります。保護者の責務として、必ず学校給食費を納入いただきますようお願いいたします。

なお、給食センター職員等の人工費、給食を作るための光熱費・配達費・食器購入等の経費は、羽村市と瑞穂町の負担金で運営しています。

未納の方には、文書や電話、訪問等により督促をするなど、未納解消に向けた対応策を講じていますが、再三の催促に対して納入いただけない場合は、法的措置を視野に入れ対処してまいります。

**学校給食費は納入期限までに必ず納めてください。**

<問合せ先>

羽村・瑞穂地区学校給食センター給食課管理給食係

TEL:042-554-2084

公式サイト: <http://www.kyushoku.or.jp/>